

令和 8 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 （ 7 月 ） 議 事 録

四 條 畷 市 教 育 委 員 会

1 開催日時・場所

令和8年7月29日（水）10時00分から11時41分まで

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	木村 実
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	尾崎 靖二
委 員	佐々木 弥生

3 事務局出席者

教 育 次 長	開 康成	地 域 協 働 部 長	西尾 佳岐
兼 学 校 教 育 部 長			
学 校 教 育 部 次 長	神本 かおり	地 域 協 働 部 次 長	杉本 一也
兼 青 少 年 育 成 課 長		兼 文 化 ・ ス ポ ー ツ 課 長	
		兼 公 民 館 長	
学 校 教 育 部 副 参 事	浅倉 裕次	こ ども 未 来 部 長	坂田 慶一
兼 教 育 総 務 課 長			
教 育 総 務 課 長 代 理	荒堀 涼	こ ども 未 来 部 副 参 事	岡本 典子
		兼 こ ども 政 策 課 長	
学 校 教 育 課 長	胡 健太		
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	谷口 直人		
教 育 支 援 セ ン タ ー 長 兼	金子 摂		
学 校 教 育 課 指 導 担 当 課 長			

4 議事録作成者 教育総務課 最上 秀樹

5 付議案件

議案 第18号	社会教育に関連する計画策定等における社会教育委員への意見聴取について
議案 第17号	四條畷市教育振興基本計画（令和8年7月改訂版）の策定について（令和8年6月定例会からの継続）
議案 第19号	四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第20号	令和9年度使用四條畷市立小中学校教科用図書の採択について
議案 第21号	いじめ重大事態調査について

報告 第19号 四條畷市こども計画策定方針について

その他 学校再編後の一定年数経過における検証について

その他 学校給食費の無償化に係る支援について

木村教育長	只今から7月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。
浅倉学校教育部副参事兼教育総務課長	本日の教育委員会定例会は、教育長並びに教育委員全員のご出席をいただいています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告いたします。
木村教育長	それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は佀委員をお願いします。 議題に入る前に、議案第21号 いじめ重大事態調査については個人情報保護の観点から四條畷市教育委員会会議規則第9条第1項の規定に基づき、秘密会にしたいと思います。また、審議につきましては、議事進行の都合上、その他案件の後にしたいと考えておりますが、委員の皆さま、これに異議はございますか。 (「異議なし」の声)
木村教育長	それでは議事に入ります。 議案第18号 社会教育に関連する計画策定等における社会教育委員への意見聴取についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。
浅倉学校教育部副参事兼教育総務課長	議案第18号 社会教育に関連する計画策定等における社会教育委員への意見聴取につきまして、ご説明申し上げます。 本年度から、社会教育分野の一部に関しては市長部局へ移管しておりますが、社会教育法第17条第1項第2号において、社会教育委員は、教育委員会の諮問に応じ、社会教育に関する計画の立案等について意見を述べることでとされています。 このたび、7月14日付けの文書にて、地域協働部長から教育委員会に対し、社会教育法に基づく手続として、教育委員会定例会での審議について依頼がありましたことから、本定例会に提案させていただくものでございます。 つきましては、「四條畷市生涯学習基本方針」、「第2次四條畷市スポーツ推進計画」及び「第3次四條畷市文化芸術振興計画」の3計画の策定及び改訂に当たり、社会教育に関する専門的な知見を反映させるため、社会教育委員への意見聴取をお願いするものでございます。 なお、具体的な内容につきましては、地域協働部よりご説明申し上げます。
西尾地域協働部長	それでは、議案第18号 社会教育に関連する計画策定等における社会教育委員への意見聴取について、ご説明申し上げます。

(西尾地域協働部長)	昨年来、社会教育部門の市長部局への移行に関する議論のなかで、社会教育分野を包括する「四條畷市生涯学習基本方針」を策定することとなりました。これらに加え、関連計画のうち今年度改訂を迎える「第２次四條畷市スポーツ推進計画」及び「第３次四條畷市文化芸術振興計画」の改訂につきまして、最も社会教育に関する知見をお持ちの社会教育委員会において審議いただけるよう依頼するものでございます。 なお、他に今年度改訂を迎える「第２次四條畷市立公民館振興計画」と現在策定中の「四條畷市文化財保存活用地域計画」については、それぞれ専門の審議会がございますので、そちらで審議いたします。また、記載はございませんが、第４次こども読書活動推進計画におきましては、現計画が令和１０年度までとなっていますので、現行計画を継続し、令和１０年度に図書館審議会において審議いたします。また第４次識字基本計画につきましては本年３月に改定を行ったところでございまして、次の見直しの際に整合を図って参りたいと考えております。 次に、資料（仮称）四條畷市生涯学習基本方針（策定）をご覧ください。 このたび新規で策定いたします生涯学習基本方針につきましては、教育大綱に基づき、また教育振興基本計画との整合を図る位置づけとし、市民一人ひとりが主体的に参画できる地域社会の実現をめざすものであり、令和９年度から１８年度までの１０年間の期間を設けるものです。策定までのスケジュールは６番めに記載しておりますように、７月下旬から１０月にかけて、スポーツや文化に関する市民団体や学識経験者等から意見聴取会を行い、１０月上旬の未来教育委員の皆さまからの意見を聴取したうえで、１０月下旬から１月中旬にかけて社会教育委員会での審議をお願いしたいと考えています。その後、１月下旬の教育委員会定例会において、社会教育委員会での審議内容の報告及び原案説明を行った後に、パブリックコメントを行う予定です。 次に、３月の中旬には、社会教育委員会においてパブリックコメントで寄せられた意見への審議を行ったうえで案を作成、その後、市長決裁にて成案化し、３月下旬には教育委員会及び議会への報告を行う運びとなります。 なお、スポーツ推進計画及び文化芸術振興計画におきましても同様のスケジュールにて、社会教育委員会での審議を進めていただき、策定してまいりたいと考えております。 計画策定後の年度ごとの進捗管理については、策定の際に意見聴取を行った方々から進捗管理の組織を立ち上げ、改訂までの間の進捗管理を行ってまいります。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
尾崎委員	機構改革に伴うということですが、一番大きな四條畷市生涯学習基本方針

(尾崎委員)	を策定されるということについて、私の知る範囲の北河内 7 市の現状認識として機構改革が行われましても、すでに生涯学習基本方針に含まれる内容が教育振興基本計画のなかに内包されていますので、新たに生涯学習基本方針を策定しているところはあまりないと認識しております。 また、生涯学習基本計画を平成 28 年度に策定しました交野市におきましては、教育振興基本計画という形のものではなくて、生涯学習基本計画と学校教育ビジョンという、つまり学校教育と生涯社会教育を大きく 2 つに分けて、それは全く別のものとして扱われていて、両方合わせて教育振興基本計画という扱いになっているので、四條畷市の教育振興基本計画の内容は、生涯学習や社会教育についても非常に豊かな内容がすでに含まれております。 例えば分野別の計画などを見ましても、基本方針の 1 から 5 に、特に 4 はすべて網羅されていますが、多くのものは 1 から 5 には入っておりますし、6 だけは学校教育に特化されておりますけれども、社会教育委員であるとか、あるいは多くの方にご意見をお聞きになるときに、この基本方針を含めまして、スポーツ推進計画、文化芸術振興計画につきましては、すでに教育振興基本計画のなかの現況や施策の方向性などが十分に書かれているという事実がございますので、その点を十分に参酌いただきたいと思います。 また依頼を有しない計画の中にあります文化財保存活用地域計画についても、基本方針 4 の現況や施策の方向性 4 にすでに記述をされている内容ですので、それに応えて計画が新たに策定されとも考えることができますので、各社会教育委員の方々へご意見聴取なさる場合においても、この教育振興基本計画の内容を十分に周知していただいたり、参考にしていただいたり、それをもとにご検討いただくように強く要望いたします。
山本教育長職務代理者	社会教育分野が市長部局に移管されたということにつきましては、今まで教育委員会が取り組んできた社会教育のさらなる充実、活性化を図るために、教育委員会独自でするよりも、市を挙げての取組の方が効果的だということで移管されたと認識しています。 本質は尾崎委員が言われたように、教育振興基本計画の社会教育の内容を受け継いでいると認識いたします。 その上で令和 8 年度において策定、変更、廃止を予定している計画等を以前に説明をされた際に、私はその資料の 3 から 5 のスポーツ推進計画、文化芸術振興計画、公民館振興計画の計画を統合し発展させたものとして、生涯学習基本方針が策定されると認識をしておりましたが、今回その部分が別になって、いわゆる上位計画として生涯学習基本方針が策定されるということについて、なぜそうなったのかがわかりませんので、その意図等があればご説明をお願いします。

西尾地域協働部長	先ほど私が説明させていただいたものにつきましては生涯学習基本方針がすべての大きな方向性を示すものであり、その下にそれぞれスポーツ分野の計画、文化芸術分野の計画、公民館振興計画がぶら下がるような形で進めていくということで部内で話をしている際に、市民の方々がいろんなことを学びながら、豊かな生活を営んでいこうという大きな方針を示したうえで、スポーツでありますとか、文化とか、ここに携わっていただいている団体さんでありますとか、その行動の中身でありますとか、そういうところが非常に多様になっておりますので、その下の計画はそのまま以前からずっと引き継いでいるものでございますので、統合という形ではなく、それぞれ活かして生涯学習基本方針の基に進めていくという形になったということでございます。
佃委員	私も尾崎委員、山本職務代理者がおっしゃったように、社会教育分野も網羅しています教育振興基本計画があるなかで、あえて生涯学習基本方針を策定されるということの必要性については少し疑問があります。 教育大綱ももちろんですけども、社会教育分野についてのそこからいろいろ発生する下位の方針、計画等についても十分それで説明責任を果たせるのではないかと思います。 そのうえで、ご提示いただいた生涯学習基本方針策定の6番のスケジュールの中に、未来教育会議にて意見聴取という点があったかと思います。 この未来教育会議というのは、そもそも前市長の時代に教育大綱を策定するときのご意見を幅広くいただくということで、識見のある方を様々な分野から集めてこられ、諮問してご意見をいろいろいただいたという経緯があります。この未来教育会議をあえて生涯学習基本方針の審議に意見聴取ということで加わっていただくということについて、他の計画等も今後意見を求めていくということにならないかとすごく違和感がありますけれども、これについてご説明いただけますでしょうか。
西尾地域協働部長	未来教育会議のメンバーの方の関与につきましてですが、四條畷市未来教育会議条例に、「本市の教育行政の推進に関し、必要な事項を調査審議等すること。」というところがあります。今回市長部局の方で策定する方針であるということで、市長の方から諮問機関という位置付け方から意見を聞いておきたいということがございまして、未来教育会議の方にも意見を聞くという過程が設けられたということでございます。
山本教育長職務代理者	生涯学習基本方針のなかに位置付けとして、教育大綱に基づき、各分野計画を横断的につなぐと記載があります。教育委員会では次の議題にありますとおり、生涯学習基本方針が策定されるということを前提にして、教育振興基本計画を改訂しようと考えています。

(山本教育長職務 代理者)	先ほどから尾崎委員も言われていることですが、当然、教育振興基本計画は教育大綱に則っておりますので、この生涯学習基本方針も教育大綱に基づいて策定いただくということについてはもちろん異議はないですが、教育委員会ではそれ以外のいろんな計画を持っています。最後のページだったかと思いますが横書きのところに、生涯学習基本方針の分野別計画と書かれています。そこに、8つの分野別計画が書かれているかと思いますが、実は教育委員会が持っています分野別計画はこの8つだけではなくて、もっと他の計画もありますし、特に社会教育分野では、識字の問題であるとか、子ども読書活動の問題であるとか、そのあたりとの連携を図る必要がないのか。生涯学習基本方針が教育委員会の教育振興基本計画と合致しているということを言われていると思いますが、その部分をそこに明確に連携を書いていたかかないと位置付けとしては、教育大綱に基づいて生涯学習基本方針があり、教育振興基本計画があるというふうになってしまいますので、教育委員会が所管しているいろんな青少年の育成の問題もそうですし、そういうところとの連携を図るという考えを是非位置付けをしてほしいと考えています。
西尾地域協働部長	おっしゃるとおり今回、生涯学習基本方針を定めるなかで概念図も整理していきたいと考えております。事前にお出しさせていただいた概念図をもっと整理を深めまして、生涯学習基本方針の上に位置する教育大綱や、学校教育分野の教育振興基本計画との整合ですね。現行では教育振興基本計画のなかに含まれているような形でございますけども、こちらは昨年度様々な議論を経てでき上がったものでございますので、当然のことながら、こちらとの整合を図ってまいりたいと考えております。 それから下位に位置する計画につきましても、整理をして明記させていただきたいと考えております。
山本教育長職務代 理者	細かいことを聞きますが、生涯学習基本方針のなかに意見聴取会と書かれています。この意見聴取会がどのような役割を持ち、どのような構成になっているのかについての部分が1つありません。 もう1つは、このような場合には市民の意見公募というのが非常に大事ではないかと思いますが、その必要性はないのでしょうか。 意見聴取会のなかで市民の意見を聴取するという機会等を設けられていると理解したらいいのでしょうか。
西尾地域協働部長	現在、意見聴取会のメンバーは概ね固まりつつある状況でございます。構成といたしましては、学識経験者の方が2名、市内在住の関係団体の市民の方が5名、関係部署の市の職員が8名という構成となっております。こちらで様々な立場のご意見をいただけたらと考えております。

山本教育長職務代理者	さらにちょっと細かいことで恐縮ですが、スポーツ推進計画及び文化芸術振興計画のスケジュールのところに、両方とも7月から10月にかけて意見聴取会にて素案を作成となっていますが、教育長宛の依頼の文章では、それぞれ審議会にて草案を作成と書かれています。 実際スケジュールを見ましても、どういうところで審議されるのかの記述がないのでわからないのですが、素案の作成はどこでされるのか教えてください。
西尾地域協働部長	審議会にて素案を作成という記載がどこに当たるのか今はわからないのですが、素案につきましては、たたき台は、事務局の方で作成し、意見聴取会で意見を盛り込んでいただき、未来教育会議での意見をいただいた後に素案を作成し、そこから社会教育委員さんの審議をスタートしていただくという形を考えております。
山本教育長職務代理者	気になるのは意見聴取会についてなんですが、意見聴取会が学識2名、市民が5名、市の職員が8名になると言われたと思いますが、ちょっと市の職員が多いのではないかと思います。 なぜこういうことを申し上げるかといいますと、社会教育委員は社会教育に対して深い知見を有しておられますし、その意見というのは非常に貴重だと思います。当然市民の意見も5名しかおられないので、非常に貴重な意見だと思います。 多数決で決めるということはないと思いますけれども、できるだけその意見を尊重したうえで決めていただければと思います。これを市民感覚から言いますと、市長部局が8名いるから、そのいうとおりに決まってしまうと捉えられないかと危惧しております。 ぜひ市民の意見、それから社会教育委員の貴重な意見を最大限尊重して、生涯学習基本方針に活かしていただきたいと思います。
木村教育長	私からも2点ほど、まず1点が生涯学習基本方針の策定にあたり、市長部局の持っている教育大綱の方で関連図を示されているかと思います。このあと教育委員会は教育振興基本計画についてはその部分について改訂を行う予定ですが、教育大綱についてのご予定をお伺いしたいのが1点です。 もう1点が、昨年度、社会教育部門を市長部局に移管するにあたって、広がりとか、実効性、効率性ということで、様々述べられておられたと思いますが、私も社会教育をお送りした立場ということもございますので、その後社会教育が市長部局に移ってどのような方針、どのような具体策があるのか聞かしてください。
西尾地域協働部長	まず教育大綱の関係ですが、基本的な理念等には変わりがないというところ

(西尾地域協働部長)	ろで、このタイミングでの教育大綱の変更は行わず、次の改定時に合わせて内容を見直していくというところでございます。 それから他の施策との相乗効果というところですが、今回の機構改革のなかで議会等でも様々議論されているところですが、他の施策との相乗効果を生み出していくための体制を今回整備したというところでありまして、今年度当初から直ちに、相乗効果を発揮するというものでもないのですが、ただ他の施策との相乗効果は今回の機構改革の趣旨でもありますので、めざすべき将来像やその効果などについては生涯学習基本方針のなかに記載していきたいと考えています。 また今年度実施しております事例といたしまして、健康ポイント制度とのコラボがあります。具体的に言いますと飯盛山を1回登りますと健康ポイントがもらえるということをしております。 それから、スポーツフェスティバルの方でもパラスポーツ等の実施を考えておりまして、障がい者施策とのコラボ事業を考えているところでございます。 いろいろな事例を考えていきたいと思いますが、現時点では将来のことでございますので、具体的な事例をこの生涯学習基本方針のなかに記載していくことはないですが、そういう将来展望については記載していきたいと考えております。
木村教育長	私の方から委員の皆さんの意見も踏まえてまとめさせていただけたらと思いますが、まず1つは先ほどもありました、まず意見聴取のことにつきましては、事務局が多いとか、パブリックコメントとか、市民の声がしっかりと拾えるように、幅広い意見聴取を丁寧をお願いしたいと思っております。 また、この検討過程で、計画をもともと1つにするものが分野別に戻ったとか、教育大綱との整合性につきましては、これまでずっと教育委員会として教育大綱と教育振興基本計画は対になって、それぞれこっちが改訂したらこっちが改訂するという関係性でやってきたと思います。今回市長部局の判断もあってこういった形になったかと思いますが、そのあたりをできれば、総合教育会議等でこういう過程でやっていきますということでこれまでずっと市長部局とも大切に意見交換をさせていただきましたので、そのような過程も大事にさせていただけたらと思います。 また、先ほど実効性の効果等についての説明がありましたけれども、その内容につきましても、ぜひ総合教育会議でこんな効果がありましたということを共有していただけたらと思います。 最後に未来教育会議のことですが、私も委員の1人ではありますが、委員おっしゃっていたように、もともと、教育大綱を策定するためのものではありませんが、その位置付けが変わったり、どういう捉え方をしたのかということにつきまして、この後丁寧な説明をお願いしたいということと、で

(木村教育長)	できれば総合教育会議のなかでいろんな話ができたらいいと思っております。 やはり教育委員会としては、教育大綱をずっと一緒に作ってきたという自負もありますので、今回の未来教育会議があつてから社会教育員会議という順番にも疑問がありますが、そういった形成過程も、こういった考えでこういう順番にさせてもらっていますというような丁寧な説明もどこかでお願いできればと思います。 可能であれば総合教育会議で一緒に共有しながらやっていけたらと思いますので私からの要望としてお話しさせていただきます。 委員の皆さま方から他にございますか。 (「なし」の声)
木村教育長	ここでお諮りいたします。 議案第18号 社会教育に関連する計画策定等における社会教育委員への意見聴取については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
木村教育長	議案第18号 社会教育に関連する計画策定等における社会教育委員への意見聴取については、原案のとおり可決することに決しました。 それでは、次に移ります。 議案第17号 四條畷市教育振興基本計画（令和8年7月改訂版）の策定についてを議題といたします。本件については、6月定例会からの継続審議の案件となります。 事務局から本件の内容説明を願います。
浅倉学校教育部副参事兼教育総務課長	議案第17号 教育振興基本計画（令和8年7月改訂版）の策定について、ご説明申し上げます。 市長部局との連携体制を明記するため、本計画の改訂を行うべく6月定例会に提案いたしました。市長部局の計画策定状況の共有を待ってから再度議論を行うものとして継続審議になったため、内容の再検討及び修正を行い再提案するものでございます。 改めて主旨から説明させていただきます。令和4年1月策定の本計画は、令和7年9月に、市長が総合教育会議での協議を経て取りまとめられた教育大綱と共有を図るべく、改訂を行っております。 併せて、教育委員会が所管する社会教育分野について、市長部局所管事業等との連携を通じた相乗効果の創出、さらに実効性や広がりを求め、教育委員会合意のもと、特例条例の制定により令和8年度から市長部局に移管となっています。

(浅倉学校教育部
副参事兼教育総務
課長)

以上を背景に、本計画に記す社会教育分野の整理が必要との認識に立ち、改めて一定の改訂にあたることを昨年度の定例会にて確認しています。

そういった状況下にあつて、市長部局では、先ほどの議案で説明のあったとおり、相乗効果、実効性、広がり趣旨に、各種計画等の策定、あるいは改訂に取り組む最中にあり、成案化は年度末の予定と伺っております。

これらを本計画に照らし、いかに改訂すべきかを事務局内で検討し、結果、市長部局における計画策定等の内容、また、教育大綱の改訂有無を踏まえ、令和9年度以降、本格的な改訂等の判断を行うことといたしました。

もとより、従前同様、学校教育、社会教育双方の連携による各種取組が重要との見解に至りました。

従いまして、今年度の改訂内容は、15ページ第4章 基本方針と施策 1 基本方針と施策の末尾となる16ページ上段に、「社会教育分野の一部は令和8年4月の機構改革に伴い、市長部局で所管となりましたが、学校教育分野との不可分な関係性に鑑み、市長部局、教育委員会連携のもと、関連施策、事業を推進します」を追記し、先の見解に即して、18ページ以降第5章 基本方針、「施策の方向性」及び「分野別計画」における社会教育分野の内容は現状維持と考えております。

また、先月の定例会でご指摘いただきました件について、2点修正を行っております。

1点めは、3ページ、2計画の位置づけ・構成のなか、本基本計画における「(仮称)生涯学習基本方針」については、「(仮称)」を削除し、「生涯学習基本方針」とすることといたしました。あわせて、最下段の注意書き1において、「生涯学習基本方針」は市長部局において令和8年度中に取りまとめる予定であり、策定時に名称等に変更があった場合は、必要に応じて修正する旨を追記しております。

2点めは、6ページから10ページにかけて記載しております測定指標の実績値については、最新の数値に置き換えるべきとのご意見を踏まえ、令和7年度実績を反映するとともに、それに伴う結果の分析についても一部修正を加えておりますので、あわせてご確認くださいようお願いいたします。なお、市民意見公募、いわゆるパブリックコメントについて、今回の改訂は軽微な内容であり、市民意見公募手続要綱第3条第2項第1号の規定に基づき、省略いたしたく存じます。

木村教育長

本件について、質疑等ございましたらどうぞ。

尾崎委員

基本的に結構かと思いますが、教育大綱との関係ということで申し上げますと、従前から意見を申し上げているところですが測定指標につきまして、いずれも旧教育大綱との整合が図られておりますので、3つ全てが児童生徒の割合という測定指標になってございます。

(尾崎委員)	昨年の総合政策部がおまとめいただいた教育大綱改定の趣旨では、現行の教育大綱は子どもに特化した内容としているとあり、つまり測定指標も児童生徒の割合ばかりになっているため整合がとれているということになります。 令和８年度以降の新たな教育大綱には、地域振興や健康づくりなどの行政施策と連携した文化スポーツ活動の充実など、生涯学習分野を盛り込んで教育大綱が改定されているので、教育大綱との整合性を図るという意味では、測定指標については当然検討課題にあがってこなければならないと思います。 その際にややこしい問題が、先ほどの生涯学習基本方針がどのような位置付けになるのかということです。教育振興基本計画との間にある関係が少なくともダブルスタンダードにならないよう、これは強くお願いしたいと思いますし、教育振興基本計画においては、教育大綱との整合を図るべく幅広い測定指標の検討を進めていただきたいと思います。 これが１点めの理由です。２点めの理由は、従前申し上げてきたことですが、この測定指標は内省法だけに偏っております。国の測定指標などにおいては、客観的な数字なども含まれるようになってございます。そのようなことからまなびのプランとの関係も浮かび上がってくるのではないかと思いますので、２点めとしてはそういったことも踏まえた測定指標の検討が今後必要になるかと思います。できれば、本議案の中に含まれていれば一番良いのですが、測定指標を定めるというのは、短時間では難しいだろうと思いますので、ぜひこれは早い時期での検討をお願いしたいと思っております。
木村教育長	他にございますでしょうか。 (「なし」の声)
木村教育長	今の指標の件につきましては昨年度から尾崎委員よりご意見頂戴していますので、しっかりと見直しを図っていかなければいけないという認識のもとで、併せて来年度、学力向上計画であるまなびのプラン、また新学習指導要領の内容が提示されるということもありますので、それらの内容を踏まえて来年度改めて議論したいと思います。 ここでお諮りいたします。 議案第１７号 四條畷市教育振興基本計画（令和８年７月改訂版）の策定には、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
木村教育長	議案第１７号 四條畷市教育振興基本計画（令和８年７月改訂版）の策定

(木村教育長) 胡学校教育課長	には、原案のとおり可決することに決しました。 それでは、次に移ります。 議案第19号 四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。 議案第19号 四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を別記のとおり改正することについて議決を求めるものがあります。 提案理由といたしましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改正に伴い、学校教育法に主務教諭が規定されたことから、必要な規則を整備するため、四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正したく、本案を提案した次第です。 新旧対照表をご覧ください。 第3条の2の見出しを「教諭（指導専任）等」に改めます。 続いて、第3条の2第3項中「第28条第10項（同法第40条）を「第37条第17項（同法第49条）」に改め、同条に次の二項を加えます。 1つめは「4 第1項において、教育委員会が必要と認めるときは、第2項の規定にかかわらず、その職名は主務教諭（指導専任）とする。」 2つめは「5 前項の場合においては、第3項に規定する職務を行うほか、命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他職員間における総合的な調整を行う。」です。 続いて、第3条の5第3項中「教諭」を「主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭、教諭」に、「四條畷市」を「大阪府」に改めます。 続いて、第3条の6第2項中「それぞれ教諭」を「それぞれ主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭、教諭」に、「四條畷市」を「大阪府」に改めます。 続いて、第4条第1項ただし書及び同条第3項ただし書を、「ただし、本項に示す主任等の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、それぞれ主任等を置かないことができる。」と改めます。 続いて、第4条の3第1項中「教諭、または」を「指導教諭、指導養護教諭、教諭又は」に改めます。 続いて、第4条の3第2項中「教諭」を「指導教諭又は教諭」に改めます。 続いて、第4条の3第3項を第4項とし、第2項の次に、 「3 司書教諭は、司書教諭講習を修了し、有資格者となった首席（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる首席を除く。）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）又は教諭のうちか
-------------------------------	--

(胡学校教育課長)	ら、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。」を加えます。 続いて、第4条の3第4項中「前2項に規定する保健主事、生徒指導主事、進路指導主事」を「前3項に規定する保健主事、生徒指導主事、進路指導主事及び司書教諭」に改め、「教諭（ただし、司書教諭にあつては司書教諭講習を修了し有資格者となった教諭）」を「指導教諭又は教諭」に改めます。 続いて、第4条の4第2項中「教諭」を「指導教諭又は教諭」に改めます。 最後に、本則中「もつて」を「もって」に改めます。 この規則は、令和9年4月1日から施行いたします。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
山本教育長職務代理者	第4条の教務主任等の部分ですが、主務教諭が主任の仕事を行うことができる場合には、主任等を置かなくてもよいという項目になっているかと思えます。逆に、主務教諭は主任に任命することができないはずですが、このことはどこかで触れる必要はありませんか。
胡学校教育課長	大阪府立学校管理運営規則を確認のうえ、本改訂について学校に説明を果たしていきたいと考えております。
木村教育長	他に質疑はございませんか。 (「なし」の声)
木村教育長	ここでお諮りいたします。 今回ご指摘いただいた部分の他、改正の内容に大きな修正はありませんが一部字句修正、加筆等が必要と考えるので、議案第19号 四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定については、一部、字句修正加筆等行ったうえで、修正内容については私教育長に一任ということで預からせていただき、修正した改正案を可決するというごことでご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声)
木村教育長	議案第19号 四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定については、一部修正のうえ可決することに決しました。 それでは、次に移ります。 議案第20号 令和9年度使用四條畷市立小中学校教科用図書の採択についてを議題といたします。

(木村教育長)	尾崎委員におかれましては、議案第２０号について、教科用図書の出版社の編集業務に携わっていることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第６項の規定により、議事に参与できないため、一旦退室をしていただきたいと思います。暫時休憩いたします。 (暫時休憩、尾崎委員退室)
木村教育長	暫時休憩を解き、会議を再開いたします。 事務局から本件の内容説明を願います。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	議案第２０号 令和９年度使用四條畷市立小中学校教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。 令和９年度に四條畷市立小中学校で使用する教科用図書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条に「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」とあることから本案を提案するものです。政令で定める期間とは、施行令第１５条に四年とあることから、小学校においては令和５年度、中学校においては昨年の令和６年度に採択された教科用図書を継続して使用することになります。なお、種目ごとの教科用図書は、別紙に記載のとおりでございます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。 (「なし」の声)
木村教育長	ここでお諮りいたします。 議案第２０号 令和９年度使用四條畷市立小中学校教科用図書の採択については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
木村教育長	議案第２０号 令和９年度使用四條畷市立小中学校教科用図書の採択については、原案のとおり可決することに決しました。 それでは、尾崎委員に入室いただきます。暫時休憩いたします。 (暫時休憩、尾崎委員入室)
木村教育長	暫時休憩を解き、会議を再開いたします。

(木村教育長) 岡本こども未来部 副参事兼こども政策課長	それでは、次に移ります。 報告第19号 四條畷市こども計画策定方針についてを議題といたします。本件の内容説明を願います。 4月の教育委員会定例会においてお示ししましたとおり、今年度、四條畷市こども計画を策定予定です。策定にあたり、策定方針を作成しましたのでご報告いたします。 それでは、資料をご覧ください。はじめに、計画策定の背景、趣旨ですが、令和5年4月1日に、こども家庭庁が設立され、同日施行されたこども基本法第10条において、市町村は国のこども大綱、都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画の作成に努めることとされています。 こども大綱は、これまで別々に作成、推進されてきた大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものです。 こども大綱に則り、こどもまんなか社会の実現をめざし、本市の子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、こども大綱や大阪府の子ども計画を踏まえ、子ども施策に関する事項を一体的に定めるものとして、四條畷市こども計画を策定することを目的とします。 次に、計画の位置づけです。本計画は、こども基本法第10条に基づく市町村こども計画です。また、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づくひとり親家庭等自立促進計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画に位置付けます。 計画の策定にあたっては、こども大綱や大阪府の子ども計画を勘案し、市の最上位計画である四條畷市総合計画や上位計画の四條畷市地域福祉計画及び四條畷市教育振興基本計画、その他の関連する個別計画との整合を図ります。また、子どもの権利条約の趣旨に基づき、子どもの最善の利益尊重を謳った四條畷市子ども基本条例の理念や考えを踏まえるものとしします。 計画期間は、令和9年度から11年度までの3年間とします。これは、現行の子ども・子育て支援事業計画や、子ども・若者育成支援行動計画の計画期間が令和11年度までであることから、整合を図っております。 次に、策定の視点についてです。(1)から(4)の4点で整理します。 1点めは、こども大綱がめざすこどもまんなか社会の実現をめざし、大綱で示されている、子ども施策を推進するための基本的な方針、重要事項、必要な事項を勘案した計画とします。基本的な方針、重要事項、必要な事項の主な内容は記載のとおりです。 2点めは、こどもまんなか社会をめざし、子ども、若者の視点や意見を尊重し、反映した計画とします。 3点めは、子どもを取り巻く現状の把握を通じて課題と方向性を整理し、
--	---

(岡本こども未来部副参事兼こども政策課長)	国や大阪府の動向を踏まえ、本市の現状に即した実効性のある施策の展開を図る計画とします。 4点めは、子ども、若者にわかりやすい形で情報発信を行うため、通常の計画のほか、概要版及び子ども向け概要版を作成します。 次に、計画の策定体制についてです。(1)から(6)の主に6つの項目で進めていきます。 1つめに、現状分析、既存計画、資料の整理です。実施済みの各種調査結果のほか、現行の子ども・子育て支援事業計画及び子ども・若者育成支援行動計画を踏まえた現状分析、課題整理を行います。 2つめに、保育所、こども園での園児からの意見聴取やなわてふれあい教室での小学生からの意見聴取。 3つめに、パブリックコメントを実施し、広く市民からの意見や子ども、若者、子育て当事者からの意見を求めます。 4つめに、庁内関係課13課で構成する子ども・子育て実務者会議における検討。 5つめに、学識経験者、保護者、事業主の代表者、子ども、子育て支援に関する事業に従事する者などで構成する子ども・子育て会議で審議を行います。 6つめに、四條畷市教育委員会定例会にて情報共有を行いながら検討を進めます。 最後に、計画策定のスケジュールですが、今月は策定方針についてご報告させていただき、公立両園、なわてふれあい教室での意見聴取を進めているところです。 以降は、9月に骨子案、11月に素案の検討、審議を行い、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施したうえで、3月に計画策定のご報告を予定しております。 引き続き、教育部局と連携しながら、計画の策定を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
山本教育長職務代理者	1点要望です。教育委員会で今まで子どもたちのいろんなことを考えるなかで課題となっているのは、いじめの問題、あるいは児童虐待の問題、あるいはヤングケアラーの問題等々であるかと思いますが、そのあたりはこども大綱の中に書かれていますが、私はもう1点、不登校と若者のひきこもりが、その支援をどうしているかということは非常に重要だと考えています。すでに子ども・若者育成支援行動計画の中には、そういうことが含まれているとは思いますが、ぜひそういう観点でこの計画を策定していただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

岡本こども未来部 副参事兼こども政 策課長	不登校及びひきこもり支援につきましては、今回のこども大綱の大項目では見えづらいかもかもしれませんが、ライフステージ別の重要事項の中の学童期・思春期のなかに不登校の記載があり、また、青年期の中にひきこもり支援のことも書いています。お示しのとおり子ども・若者育成支援行動計画も包含させていただきますので、不登校やひきこもりの内容についても、計画に記載をしていければと思っております。
木村教育長	他に質疑はございませんか。 (「なし」の声)
木村教育長	それでは、その他に移ります。 その他の案件ありますでしょうか。
神本学校教育部次 長兼青少年育成課 長	それでは、人口増減を評価軸とした学校再編後の賑わいづくりや活性化に係る取組の内容、効果等の検証につきまして、庁内検討会副会長の立場からご報告いたします。 本件につきましては、学校再編から一定の期間が経過したことを踏まえ、学校再編後に実施してきた賑わいづくりや活性化に係る様々な取組について、その効果を検証することを趣旨として、各部の次長級で構成する庁内検討会を設置し、計4回にわたり検討を重ねてまいりました。 本日は、その検討結果の概要についてご報告いたします。なお、本日午後開催される総合教育会議においては、庁内検討会会長から本検証内容について改めてご説明する予定としております。 また、本日は概要版に沿って説明いたしますが、検証結果の本文につきましても資料として配付しておりますので、詳細につきましては適宜ご参照いただければと存じます。 それでは、概要版の1ページをご覧ください。まず、第1 検証結果の概要についてです。本検証では、廃校の影響や学校再編後に実施してきた様々な取組を統一的に評価するため、本市総合戦略の重要指標でもある、人口の変動を客観的かつ定量的な評価軸として検証を行いました。 その結果、廃校直後には対象校区で一時的な人口減少の加速が見られたものの、市全体では近年の人口推計を上回る人口で推移するとともに、社会増減にも好転の兆しが見られました。これらを踏まえ、学校再編後の各種取組は、人口減少の抑制に一定程度寄与したものと評価しております。 続いて、第2 廃校実施後の人口変動の状況についてです。ここでは、将来人口推計と実際の人口の比較や、市全体及び地域別・校区別の人口動向、さらには自然増減、社会増減などについて整理しておりますので、適宜ご覧ください。

(神本学校教育部次長兼青少年育成課長)	その結果、人口減少は続いているものの、近年の人口は推計値を上回って推移しており、特に子育て世代では社会増となるなど、改善の兆しも確認されました。一方で、田原地域では人口減少や少子高齢化が進行しており、引き続き対応が必要な状況となっています。 続いて、2ページをご覧ください。第3では、学校再編後に実施してきた取組について整理しています。都市基盤では、公園整備や通学路の安全対策、コミュニティバスの充実などを進めるとともに、幼児教育、保育やふれあい教室の充実、学校施設の有効活用、さらには田原地域の賑わいづくりなど、多面的な取組を実施してまいりました。 続いて、第4では、それらの取組について検証しています。個々の施策ごとの効果を数値として明確に示すことは困難ではありますが、それぞれの施策が人口減少の抑制や転出の抑制、さらには転入の促進などに一定程度寄与したものと推測されることから、分野ごとに検証結果を整理しています。 最後に、第5 本検証の結びについてご説明いたします。本検討会では、学校再編後に実施してきた各種取組は、人口推計値を上回る人口で推移していることや、社会増減に好転の兆しが見られることなどから、総合的に人口減少の抑制に一定程度寄与したものと整理しています。 今後の展望としては、依然として人口減少基調は続いており、空家の増加や田原地域における極端な少子高齢化などの地域課題も残されています。賑わいづくりや活性化に係る施策は、その成果が現れるまで一定の期間を要することから、今後もその効果を注視しつつ、施策の継続、強化を図ってまいります。 また、今後につきましては、中長期的な視点を踏まえながら、本市の学校教育のあるべき姿について引き続き議論を重ねるとともに、教育委員の皆さまとの意見交換や学校現場との情報共有、協議を進め、さらに総合教育会議での議論も踏まえながら、今後の方向性や対応方策について複数の選択肢を整理してまいりたいと考えております。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
山本教育長職務代理者	四條畷南中学校と四條畷東小学校を廃校したことによって、人口減少が見られるのではないかとすることは、その当時から教育委員会にとって非常に懸念事項でした。それをこのように分析をしていただいて、一時的に廃校に関わる校区では人口減少が見られたが市全体の人口動態とあまり大きく変動していないということで安心をしています。 そのうえで2点質問ですが、前回の中間報告では地価の上昇率に関する指摘があって、四條畷東小学校、四條畷南中学校の分析があったと思いますが、その部分がこの報告では最終の検証結果では削除されてますが何か意図があるのでしょうか。

(山本教育長職務 代理者)	もう1点は、ちょっと文言がわかりにくいので、教えていただきたいのですが、9ページのふれあい教室の部分の上から3行めですが、ふれあい教室の運営業務を民間委託するとともに、確保の内容、定員増とも40人増員と書かれていますが、この確保の内容についてよく理解できませんので教えてください。
浅倉学校教育部副 参事兼教育総務課 長	まず地価についてですが、この検討会において様々な分野における評価や分析をしてきたところですが、あくまでも市の施策以外での要因が大きく、またその理由そのものがなかなか捉えにくいということから、検討会のなかで、最終的にはこの報告のとおりとなりました。
神本学校教育部次 長兼青少年育成課 長	確保の内容についてですが、その下の行に人員配置や弾力的な運用によるという文言があり、これに含まれるのですが、1クラスの定員40人のところ、令和6年度においては40人の受入をしてきました。民間委託による指導員等の人数確保により、約1割の弾力的な児童の受け入れができたことにより待機児の一定の解消ができております。これらをまとめて確保の内容という表記をしているところでございます。
木村教育長	この件につきましては午後からの総合教育会議での説明のもと、市長が考えを述べられると思いますので、そのことについて意見交換できたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 事務局から他にございますか。
谷口学校給食セン ター所長	学校給食センターからは、4月定例会にてご報告させていただいた学校給食費の無償化に係る支援についてでございます。 事業説明のなかで、給食費の無償化に伴い重度のアレルギー疾患等により喫食できない児童生徒の保護者に対し、給食費相当額を給付する経済的支援策を検討している最中とのご報告をさせていただきました。 その後、7月中旬に開催されました北河内地区学校給食栄養士研究協議会において、重度アレルギー疾患等による経済的支援策について意見交換を行いました。各市においても重度アレルギーの程度や、不登校の児童生徒への対応等、検討すべき課題が非常に多く、実施検討の市が少ないことから、本市においても一旦保留とすることといたしました。 なお、現時点では本市において、給食を喫食せずにお弁当を持参している児童生徒はおりませんので、今後も各市と情報交換しながら引き続き検討していきたいと考えています。
木村教育長	事務局から他にございますか。

金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	教育支援センターフリールームなわての移設整備等の検討状況についてご報告申し上げます。 令和6年7月に教育支援センター移設整備等検討部会を立ち上げ、四條畷南小学校と隣接した効果を最大限利活用すべく、福祉コミュニティーセンターに対策を講じた他課との複合化を案とした検討を重ねてまいりました。 令和7年12月の第6回部会では、教育委員会で検証中の四條畷南小学校の在り方の議論と並行して、不可分な教育支援センターの移設等も検討することとなりました。 令和8年3月末「学校再編後の一定年数経過における検証の進捗について（第2回の中間報告）」では、四條畷南小学校の廃校、存続それぞれの選択肢が示されたことを受け、令和8年4月に第7回検討部会では、四條畷南小と環境上同等である四條畷小学校敷地内もしくは隣接施設として移設整備することで、四條畷南小学校の廃校、存続に関わらず、長期安定的な運営につながることで、また田原地区からの利用者や車での送迎の負担軽減が実現する可能性があることから、新たな選択肢として提案させていただきました。令和8年7月の第8回検討部会では他課の状況も踏まえて検討を重ねているところでございます。引き続き、関係各課と調整のうえ、検討を重ねてまいります。
木村教育長	他にございますか。
尾崎委員	2点お願いいたします。まず1点は、以前の定例会でご質問申し上げました東京都における学校火災に関わる教育委員会の取組あるいは指導について、その場ではあまり詳しいお話はお聞きできなかったもので、その後の指導、取組等がありましたらお教えいただきたいと思います。 もう1点は、学力学習状況調査です。いわゆる学力テストの結果が各学校に既に返ってきて各学校での分析等も進んでいるかと思いますが、市全体の状況あるいは各校の状況について、例えば、私の興味がありますのは、まなびのプランの5と6です。 これは国語や算数、数学における記述式問題の正答率、それからまなびプランの20、学習状況調査では47番調査です。こういうことについて、もし今、情報等、資料等ないということであれば、今回でなくても結構ですが、この2点について可能でありましたら教えてください。
胡学校教育課長	東京で起こりました火災についてですが、以前お話いただいたその日のうちにまず各校に連絡をいたしまして再度校内の確認、電源配置や避難経路、防災計画の再確認を教職員全員で周知徹底してくださいと伝えました。 その後、大東四條畷消防署が各校を今現在訪問しておりまして、そこに教育委員会も帯同して学校管理職とともに校内の確認等を行い、大東四條畷消

(胡学校教育課長)	防署の職員からご指導を受けております。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	全国学力状況調査の結果分析について、現時点での内容をお答えいたします。全国学力学習状況調査の結果において、小学校国語においては、概ね大阪府、全国平均、算数については若干下回る。中学校国語、数学、英語も平均を下回るという速報でございます。 なお記述式問題の正答率につきましては、小学校では改善傾向は続いていると分析しています。中学校３年生の記述式問題の正答率については、課題が見られましたので、より細かい分析をしていかないといけないと考えております。 なお、まなびのプランと関連した分析については、今後精緻な分析に努めてまいりたいと思っておりますので、またご報告させていただきます。
木村教育長	他にございますか。 (「なし」の声)
木村教育長	それでは、会議冒頭に秘密会としておりました、議案第２１号 いじめ重大事態調査についてを議題といたしたく、これより秘密会といたします。 (秘密会)
木村教育長	ただいまから、会議を公開します。 議案第２１号 いじめ重大事態調査については、可決しました。 他にございますか。 (「なし」の声)
木村教育長	それでは、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。 これをもちまして、定例会を閉会いたします。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和８年８月２６日

四條畷市教育委員会教育長 木村 実

四條畷市教育委員会委員 佃 千春